

【パリ州における年末年始の夜間外出禁止令(州知事通達)】

令和2年12月30日(総20第116号)

在デンパサール日本国総領事館

●パリ州知事は、年末年始の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年12月30日から2021年1月2日までの期間、午後11時から翌朝午前5時まで夜間外出を禁止とする通達を発表しました。

●パリ州に渡航を予定されている方及び滞在されている方は、不要・不急の夜間外出を控えるとともに、上記夜間外出禁止令を遵守の上、感染の予防に努めてください。

1 パリ州知事は、29日、パリ州における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2020年12月30日から2021年1月2日までの期間、午後11時から翌朝午前5時まで夜間外出を禁止とする通達を発表しました。

2 この措置に関してBPBDパリ事務所は、飲食店などは午後11時に閉店しなければならず、同時刻以降は治安当局によって解散させられるとし、違反した者は2020年パリ州知事令第46号に従い処罰されるとしています。

3 パリ州に渡航を予定されている方及び滞在されている方は、不要・不急の夜間外出を控えるとともに、上記夜間外出禁止令を遵守の上、感染の予防に努めてください。

4 当館としては、邦人の皆様が不測のトラブルに巻き込まれることがないように、できるだけ速やかな情報のアップデートに努めていますが、邦人の皆様におかれても最新の関連情報の入手に努めてください。